

●香川県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年3月31日から同年4月21日まで一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字川西1845番2地先 から 高松市木太町字川西1870番5地先 まで	前	8.1～8.5	12	廃道敷地の現道 編入
	後	8.1～13.2	12	

- 4 供用開始の期日 平成21年3月31日